

京都大学オープンアクセス方針 実施要領

平成 27 年 9 月 24 日承認

平成 28 年 12 月 16 日改定

図書館協議会

この要領は、「京都大学オープンアクセス方針」（平成 27 年 4 月 28 日 役員会承認）の実施に必要な事項を定めるものです。

京都大学オープンアクセス方針

(趣旨)

1. 京都大学は、本学に在籍する教員^(注1)（以下「教員」という。）によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセス^(注2)に関する方針を以下のように定めるものとする。

(研究成果公開の権限)

2. 京都大学は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌（図書等を除く）に掲載された教員の研究成果^(注3)（以下「研究成果」という。）を、京都大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は京都大学には移転しない^(注4)。

(適用の例外^(注5))

3. 著作権等の理由^(注6)でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合、京都大学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない^(注7)。

(電子データの提出とリポジトリへの登録^(注8))

5. 研究成果の発行版がリポジトリでも公開可能である場合、京都大学は当該発行版をリポジトリに登録することができる。発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教員は、著者最終稿等を、できるだけすみやかに京都大学へ提出する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用^(注9)等、リポジトリに関わる事項は、「京都大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項^(注10)は、関係者間で協議して定める。

(注1) 本学に在籍する教員

本方針により京都大学学術情報リポジトリ KURENAI (Kyoto University Research Information Repository) への研究成果登録が義務となる「本学に在籍する教員」は、「学校教育法施行規則に関わる職名として、常勤の〈教授、准教授、講師、助教〉」であり、教育研究活動データベースの登録義務者と同一となります。

〈京都大学学術情報リポジトリ KURENAI〉

<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/>

※ 義務対象は本学教員個人であり、学内刊行物発行元に対するものではありません。学内刊行物発行元が KURENAI への登録を行うかどうかは、当該学内刊行物の頒布の事情等を勘案して学内刊行物発行元の意志により決定してください。

(注2) オープンアクセス

オープンアクセスとは、学術論文に対して誰もがインターネットを介して無料でアクセスして利用できるようにすることです。オープンアクセスによって、単に情報アクセスの平等が推進されるだけではありません。研究成果の共有と再利用が進むことで、さらに学際的な研究やイノベーションの創出を促進し、その成果を社会に還元するという波及効果があります。論文をオープンアクセスにすると、著者にとってもメリットがあります。

- インターネット上で全世界の人に無料で論文を読んでもらうことができます。
- 論文が引用される可能性が高まります。
- 研究成果を社会に還元することができます。
- 自分の論文をいつでも確認することができます。

オープンアクセスは、グリーン・オープンアクセスとゴールド・オープンアクセスに大別することができます。

- グリーン・オープンアクセス
機関リポジトリで出版社版または著者最終稿が無料公開されています。
- ゴールド・オープンアクセス
出版社ウェブサイトでオープンアクセス出版されています。

京都大学オープンアクセス方針は、京都大学の機関リポジトリである「京都大学学術情報リポジトリ KURENAI」に研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスの実現を目指すものです。

(注3) 研究成果

本方針により KURENAI への登録が義務となる「研究成果」は、「学術雑誌に掲載された論文」です。

※ 義務対象外の研究成果であっても、京都大学学術情報リポジトリ運用指針で定められている登録範囲の研究成果は任意で登録可能です。

<京都大学学術情報リポジトリ運用指針>

http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/uploads/oa_KURENAI-policy.pdf

※ KURENAI で電子ジャーナル化されている学内刊行物に掲載された論文については、個別に登録を申請する必要はありません（学内刊行物発行元と図書館機構とが覚書を交わし、KURENAI への登録を行っている学内刊行物に掲載されている論文については、新しい号が発行され次第、学内刊行物発行元がデータを一括して図書館機構へ送付して KURENAI に登録することになっているためです）。KURENAI で電子ジャーナル化されている学内刊行物のリストは、以下のウェブサイトをご覧ください。

<京都大学発行電子ジャーナル>

<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/bulletin/index.html>

（注 4）研究成果の著作権

研究成果を KURENAI に登録することによって著作権の所在が変わることはありません。登録前の著作権者が著作権を保持します。

（注 5）適用の例外

研究成果の KURENAI による公開が不適切であると 教員が判断した場合、「適用例外申請」を提出してください。ただし、出版者がリポジトリへの登録を許諾していないことを附属図書館が確認した場合は、適用例外の処理を附属図書館において代行します。

（注 6）適用例外の理由

想定される「適用例外申請」の理由は、以下のとおりです。

- 共著者の合意が得られない。
- 出版社の許諾が得られない。
- その他（自由記述）
（例）発行版と異なる版の公開を差し控えたい。

※ 「特許取得中のため公開不可」等の理由は該当しません（既に学術雑誌で公開された論文を対象としているため）。

（注 7）方針の施行日

本方針は、承認された日（平成 27 年 4 月 28 日）以降に出版された研究成果に適用されません。

（注 8）登録に必要な著作権者の許諾

KURENAI に登録する前に、著作権者の許諾を得る必要があります。

- 共著者がいる場合、共著者全員の合意
- 著作権が出版社に移転している場合、出版社の許諾

（共著者の合意）

論文を執筆される際には、出版前に共著者の合意を得ることをお勧めします。なお、共著者の同意を文書で提出する必要はありません。また、義務対象者が複数いる場合は、代表の方 1 名を決めて KURENAI への登録申請を行ってください。

（出版社の許諾）

附属図書館では、出版社がリポジトリへの登録を許諾しているか（許諾している場合はその許諾条件についても）確認したうえで、論文を KURENAI に登録します。

※ 通常、許諾可否および条件に関する情報は、出版社ウェブサイトに掲載されている著作権ポリシー等に記載されていますが、明確な情報が得られない場合、投稿時に著者が出版社と合意した著作権譲渡契約（Copyright Transfer Agreement）等について附属図書館からお尋ねする場合がありますので、ご協力ください。

※ 出版社ウェブサイトでオープンアクセス出版されている場合でも、機関リポジトリへの登録を許諾していない出版社もありますので、ご注意ください。

【参考】出版社の許諾条件の確認

■リポジトリ登録が許諾されている版（バージョン）の確認

論文は、初稿の提出から出版までの各段階で、査読の反映状況や出版社による版組の状況により、いくつかの「版（バージョン）」として捉えることができます。

- (1) 著者稿（出版社へ投稿した、査読前の原稿）
submitted version
- (2) 著者最終稿（査読後、出版社に受理された原稿）
final author's manuscript, accepted author manuscript, peer-reviewed version
- (3) 出版社版（本方針でいう「発行版」）（著者校正後、出版社版組後、出版された雑誌に掲載された論文）
final publisher's version, VoR (Version of Record)

以下の場合、論文の電子ファイルを提出する必要はありません。

- 出版社が出版社版のリポジトリ登録を許諾している場合（ただし、京都大学で購読していない学術雑誌の場合、提出をお願いすることがあります）
→KURENAI 登録申請システムにより共著者の合意を得た旨をお知らせください。

- 出版社版に Creative Commons Attribution License 等のライセンスが付与されており、再配布が許可されている場合
→論文の発行を図書館で確認次第、図書館が KURENAI に登録します。

※ KURENAI は原則として本文データを登録可能な論文情報のみを収集していますが、出版社版がゴールド・オープンアクセスとなっている（ただしリポジトリへの全文登録は不可）場合は、本文データ無しで書誌情報のみを登録し、ゴールド・オープンアクセスとなっている出版社版へのリンクを記述します。

■公開禁止期間（embargo）の確認

出版社によっては、出版日から一定期間リポジトリでの公開を禁止している場合があります。図書館では登録申請を受け付け次第 KURENAI に登録しますが、全文データの公開は公開禁止期間後に設定します。

その他特筆すべき許諾条件がある場合は、お知らせください。

（注 9）公開後のデータ利用

KURENAI で公開された研究成果は、特に表示がない限り、著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲内でのみ利用可能です。著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲を超える利用については、利用希望者が著作権者の許諾を得る必要があります。

（注 10）その他必要な事項

本実施要領の他、以下の方法で実施に関する情報の周知を行います。

- 図書館機構ウェブサイト（及び教職員ポータルサイトでのお知らせ等）
 - 京都大学オープンアクセス方針－登録申請システム（マニュアル）
 - 京都大学オープンアクセス方針－FAQ
- 各部局等への訪問説明会（オンデマンド、教員向け）